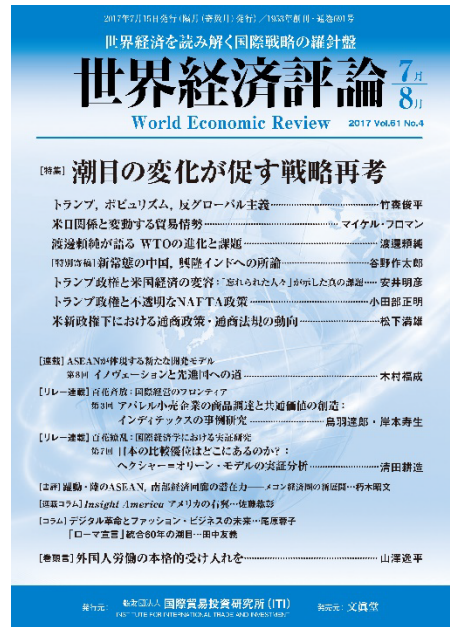


本論文は

世界経済評論 2017年7/8月号

(2017年7月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料
 1,320円×6冊=7,920円 ▶ **6,600円** 税込 **17% OFF**
 送料無料



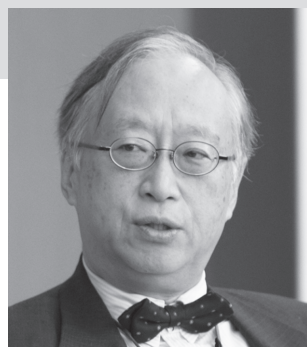
富士山マガジンサービス限定特典 ※通巻682号以降
 定期購読期間中 デジタル版バックナンバー **読み放題!!**



世界経済評論 定期購読 🔍 ☎ 0120-223-223 [24時間・年中無休]

お支払い方法 Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。Fujiisan.co.jp
 お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

渡邊頼純が語る WTOの進化と課題



慶應義塾大学総合政策学部教授 **渡邊 頼純**

わたなべ・よりずみ 上智大学博士課程終了、ジュネーブ国際機関日本政府代表部、GATT事務局、南山大学助教授、同大学ヨーロッパ研究センター長、欧州連合日本政府代表部、大妻女子大学教授、外務省（大臣官房参事官兼経済局、後に参与）などを経て05年4月から現職、15年4月から三菱ふそうトラック・バス監査役。

玉石混淆のメガFTA

メガFTAの進展とWTO（World Trade Organization：世界貿易機関）との整合性、あるいはWTOの役割が今後どうなるかということについては、まずメガFTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）とは何かということから始める必要があります。我々の一番耳になじんでいるTPP（Trans-Pacific Partnership：環太平洋パートナーシップ）、それから米国とEUとの間には、TTIP（Trans-Atlantic Trade and Investment Partnership：環大西洋貿易投資パートナーシップ）と呼ばれる大西洋をまたぐ経済連携のパートナーシップというのが交渉されていました。加えて日EU・EPAもメガFTAだろうと思います。東アジアのほうに目を移すとRCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership：東アジア包括的経済連携）、それから日中韓のFTAも世界のGDPベースで20%を占めるということではメガFTAだと思います。さらに南米にはMERCOSUR（南米共同市場）があり、そ

れからロシアを中心としたユーラシア経済連合というのがあります。このように、様々なメガFTAというのが考えられます。メガFTAの定義としては、おそらく世界のGDPに占める比率の高い、そしてメンバーシップとしては、少なくとも3カ国以上のプルリということだろうと思います。

一つ一つのメガFTAはそれぞれの特徴を持っているので、WTOとの整合性を議論するには、おそらく一つ一つ精査していく必要があるでしょう。

ではなぜ、メガFTAが出てきているのか。ジェトロの調査によれば、2015年の時点で282件のFTAがあるとされています。数あるFTAが徐々に地域ごとに2国間のFTAから、それを超える複数国間プルリのFTAに成長したり、あるいはその地域の中で、東アジアのRCEPに見られるような動き、あるいはその前のASEAN+3の動きといったようなものもありました。

2国間FTAを収斂させて行く一つの論理的帰結として、メガFTAの動きが出てきていると言えるでしょう。282件のFTAがあるとい

うことは、すなわち 282 の異なるタイプの原産地規則があるということになります。そういう意味では、原産地規則を初めとする様々なルールを、お互いの整合性を維持しながらまとめ、収斂させて行くということがたぶん論理的な帰結としてあって、その結果がこのメガFTA の現象として表れてきている、こういうように考えていいのかなと思います。

特に、40 以上の FTA が 2 国間で存在しているアジア太平洋地域だけ見ても、日本からの投資を中心に、ASEAN 諸国や ASEAN を超える東アジアで日本の企業が自動車部品、電気電子部品などの生産拠点をつくって活動している。その生産部品が国境を越えて活発に往来をし、各国で付加価値を付けながら、徐々に半完成品から完成品へと形を変えて取引され、またその製品が国境を越えて動いていくというパターンが見られます。

2 国間 FTA の収れんがメガ FTA

そのような動きが、2 国間 FTA を通して活発に展開してきたのが 2000 年代以降だろうと思います。特に 2010 年以降は、そういう成熟してきた生産ネットワーク、バリューチェーンが、さらにそのメリットを生かすために、2 国間、3 国間を超えて、その地域の中つまりイントラリージョナル (intra-regional, 地域内) なものから、さらにはインターリージョナル (inter-regional, 地域間) なものへ成長してきた。その結果が東アジアにおけるメガFTA としての RCEP ということになるし、また、それを太平洋側のラテンアメリカ諸国、つまりメキシコ、チリ、ペルーといった国を含めて考えた時、TPP という形で出て来たのだと思います。

メガFTA が出てきた背景には、そうした多くのバイ (2 国間) の FTA が徐々に整理・統合されて、メガFTA になって来たという背景があります。それは取りも直さず、生産拠点をいろんな国にまたがって持っている日本の企業が、まさにその企業の在り方をさらに生かすために直接投資を積極的に行った結果に他なりません。こうして投資先行型の統合から始まり、FTA, EPA, あるいはメガFTA といったような制度を伴ったデファクトベース (de-facto basis) のインテグレーション (統合) から、デジュレ (de-jure basis, 法的な) のインテグレーションへと展開してきた。つまり、事実上の統合から、法的拘束性を持たせた FTA を伴ったデジュレのインテグレーションに展開してきた。これがまさに今、我々が見ている先進的な FTA の在り方だと思っています。非常に大事なことは、メガFTA が 2 国間の FTA から成長してきたことによって、中身も含めて相当包括的になってきている点です。例えばメンバーシップも多様なメンバーを含むという意味で、コンプリヘンシブ (comprehensive, 包括的) なメンバーシップになってきています。そういう形で膨らんで行けば行くほど、ある意味で WTO の目指しているマルチラテラルな、多国間の枠組みに近づいて行くということだろうと思います。

例えば、TPP ができ、TTIP ができる、さらに日 EU・EPA ができる。そして、これがうまくいっていればの話ですが、TPP がアジアと米州を結び、TTIP で米州と欧州をカバーし、そして日 EU でアジアと EU をカバーする。もしこれができれば、WTO というものを強化していくうえで、大きなプラスになったはずでした。そういう意味では、メガFTA の推進は、

WTOを強化・補完するものであると言っても過言ではありません。

メガFTAはWTOを強化・補完する

FTAというのは、最恵国待遇原則、つまりGATTの1条1項にある無差別原則の例外だとWTOの中では一般的に言われていますが、その例外が無限大までメンバーシップが増えて行くと、これが多国間主義をもう一度強化する方向に機能していく可能性があるということになります。ですから、そのメガFTA間の調整というものがその次のステップとして行われれば、WTOを結果的に下支えすることになるだろうと考えられます。

まさに2国間のFTAであれば、制度的に第三国を差別する可能性があるわけですが、FTAがメガFTAに発展し、メガFTA相互間で協調ができていけば、差別される対象国はどんどん減っていくことになります。そういうことになれば、三つのメガFTA、特に米州とアジア州との間のTPP、米州と欧州とのTTIP、そして欧州とアジアとの日EUなどがうまく行きさえすれば、メガFTAをもって、WTOを強化していくことがボトムアップでできる可能性があると考えます。今までのように、ラウンドを中心としてトップダウンでやる自由化ではなくて、ボトムアップでやっていくことができるのではないかということです。そういう意味で、メガFTAのチャンピオンであるTPPが米国の離脱でうまく行かなくなったというのは、返す返すもWTO体制にとって残念な結果という他ありません。

傑出するWTOの紛争処理機能

では現在のWTOの機能のどこに問題があるのかという議論に触れないといけません。WTOには、三つの機能があるかと思えます。一つは、国際協定あるいは国際条約としての機能です。つまり、「ルールブック」としてのWTOです。二つ目が交渉のフォーラムとしてのWTO。そこでは、GATTのときの東京ラウンド（1973-79年）やウルグアイ・ラウンド（1986-94年）の伝統を受け継いで、ドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda、いわゆる「ドーハ・ラウンド」）が2001年の11月に立ち上がりました。これは暗礁に乗り上げており、唯一貿易円滑化協定だけは何とか成果を挙げました。期待されていたルールメイキングや市場アクセス交渉はうまくいかなかった。そういう訳でこの貿易交渉のフォーラムとしてのWTO、これがやっぱり一番問題だと思えます。

三つ目は、国際組織としてのWTOという面です。従来のGATTが国際組織としての正式な規定を持っていなかったのに対して、WTOは国際機関としての確固とした立場を持っています。その中で、最も重要なのは、貿易の世界に「法の支配」を確立しつつあるということです。いわゆる国際法の言い方では「ソフト・ロー」という緩やかな取り決めから、「ハード・ロー」としての国際通商法が、WTOのこの20年間に徐々に確立されてきたと言っていいでしょう。その証拠にと言ってもいいかもしれないのが、紛争処理のメカニズムで、これが確立されてきたことは特筆すべきでしょう。

どういうふうにしっかりしたのか。その各ブ

ロセス、例えばまずパネル設置からパネルによる判断まで9カ月から12カ月以内と定められた。それから、自動性（automaticity）が規定されています。つまりパネル設置要求があったら、1回は断ることができるものの、2回目は受けざるを得ないことになっています。それからパネルとか、上級委員会の勧告レポートが出た時には、1回はノーと言えるけど、2回目ではDSB（Dispute Settlement Body）という紛争解決機関が「全体としてこのルーリングは間違っていた」と言わない限りは、その結果を受け入れなければいけないと決められました。これは「ネガティブ・コンセンサス方式」と言われていますが、DSBという紛争処理に関する委員会全体が、その特定のパネルの判断ないしは上級委員会の判断が間違っていたとしない限りは、当事国は2回目には受け入れなければいけないという決まりです。これも自動性です。ですから、パネルを設置するとき、パネルの出したあるいは上級委員会の出した結論をまとめるときには、必ず受けなければいけないということになっているわけです。そして、訴えられた側が、WTO違反だったにもかかわらず、当該措置をWTO整合的なものに戻せない時には、提訴した側は制裁を加えることができる。この制裁も、DSBという紛争解決委員会によって、いわば認可され合法化されるということになったのです。

ですから、WTOはGATTのときの紛争処理に比べると、紛争処理でより有効な手段を持ったということになります。その結果、500件以上の紛争処理事案が1995年以降、WTOに持ち込まれ、平和裏に解決されてきました。これはWTOの一つの重要な評価されるべき動きだったと思います。

今申し上げたWTOの三つの役割、つまり、国際条約としてのWTO、交渉のフォーラムとしてのWTO、国際機関としてのWTOということと言えますと、やっぱり問題はこの2番目の貿易交渉のフォーラムをどう建て直すかというところが問題になって来ると考えております。

今に活かせる

ウルグアイ・ラウンドの知恵

WTOの貿易交渉では参加国のコンセンサスを取り付けるという問題が浮き彫りになりました。コンセンサス方式というのは、一応WTOの意志決定の方法論ということになっていますが、従来はそのコンセンサスにもう少し柔軟性があったように思います。例えば、ウルグアイ・ラウンドを始めるときに、争点になったのが、果たして物の貿易しかカバーしていないGATTで、サービス交渉をやっているのか。それから、知的財産権の問題や投資の問題を交渉してよいのか、ということでした。この点をめぐって先進国と途上国の間でたいへん議論になりました。このサービス、知財、投資という3点セット、「新分野」と言われましたが、この新分野をやるべきではないということを主張した途上国の代表格がインドとブラジルでした。このインドやブラジルは、ドーハ・ラウンドにおいても、常に反対勢力の中心にいたわけです。1986年の9月のウルグアイのリゾート地プンタ・デル・エステで開かれた閣僚会議の時、実は閣僚宣言案が三つありました。一つは、先進国を中心にまとめたサービス等の新分野を入れる宣言、もう一つは、この両国などが主張したそれを入れたい、反対する、新分野を入れないもの。三つ目もそれに類似するもので

した。

通常は事前に調整して一本化するのですが、この時はそれができませんでした。閣僚の前に異なる三つの閣僚宣言案をポンと出されて、これは大変だったわけです。そこでどういうことがあったかという、当時の GATT 事務局の事務局次長だったインド人のマトゥール氏が、それであれば、Trade-Related を頭に付けて、「貿易に関連する」知財、「貿易に関連する」投資措置にしてみてもどうかと提案したわけです。Trade-Related の Intellectual Property ということで、TRIPS になりましたし、Investment Measures も Trade-Related に限る Investment Measures ということで、TRIMs となったわけです。このように Trade-Related を付けることによって、非常に先鋭化していた対立を、見事に乗り越えた裏にはマトゥール次長という優れた国際公務員の存在があったわけです。

この Trade-Related という言葉が、これからさまざまな非貿易的関心事項と呼ばれるようなものを取り込んで行くときには、重要な概念になるだろうと思います。そういう形で、何とかコンセンサスに柔軟性を持たせていくということが、重要ではないかと思います。

柔軟なコンセンサスを形成して行く中で、やはり中国の存在は大きいと思います。WTO で今一番裨益しているのは中国でしょうし、中国がその柔軟性を、一番発揮してもらわなければいけない。それから、インド、ブラジルがそこにどういうふうに絡むかというように考えて行くと、結局は BRICS 対策になります。両国は BRICS の一角を成しながら、これからも引き続き反対勢力として、非常に重要なポジションを占め続けるだろうと思います。だからこそ

日本は、例えば日インドの EPA であるとか、RCEP や日中韓の FTA で、中国との FTA 関係とか、あるいはブラジルやブラジルを含む MERCOSUR との EPA を実現し、2 国間関係を通じて BRICS 諸国を説得していくといったアプローチも、これからは考えて行くべきでしょう。

所得格差は自由貿易が原因ではない

トランプ大統領が登場してから、反グローバルリズムあるいは保護主義化ということばが溢れてきましたが、WTO が掲げる「自由・無差別・多角主義」が世界経済を牽引してきたことは確かです。日本についても戦争で敗北してまさに灰燼と帰した国土から今日の日本まで至ったのは、開かれた貿易体制があったからです。日本はそれを世界に対して発信し続ける必要があります。中国にしてもそうです。中国も 01 年に WTO に加盟してからの成長が著しい。それまでは、毎年米国の議会で中国に対して最恵国待遇を与えるかどうか議論されるという煩わしい状況でしたが、WTO 加盟でそういうことが一切なくなった。そういう中で、中国は世界中の殆どの国にとって、中国が貿易相手国として第 1 位という関係をつくって来ました。これはまさに、中国を排除しない、中国を差別しない、自由・無差別・多角主義の WTO 体制があったからこそ、中国がここまで来たということでしょう。

日本にしても、中国にしても、またその他の国、例えばベトナムなどの ASEAN 諸国にしても概ねそうでしょう。発展途上国のこれまで 20 年の成長を見ると、やはり WTO は機能してきているのは間違いない。それを補完するも

のとして、FTA を各国は進めてきたということでしょう。

そうは言っても、米国では内向き指向とか保護主義は直らない。自由、無差別、多角的な貿易体制の下で誰が裨益したかという点、それは日本を含めた敗戦国や途上国でした。戦勝国かつ先進国の中心にいた米国や英国を筆頭に西ヨーロッパの国々はこれまでの覇権国であり中心国でした。それら諸国の国内市場では、市場開放という形で発展途上国に成長のチャンスを与えられたのですが、他方それら中心国、覇権国であった欧米各国では、必ずしも自国の労働者に応分のチャンスが与えられず、その不満の噴出が、今回のトランプ現象や Brexit（英国の EU からの離脱）に及んだ面がありました。

なぜウルグアイ・ラウンドで米国があれほどサービス、知財、投資措置を推進したかという点、米国の比較優位が、第2次産業の製造業から、第3次産業のサービスのほうに移って行っていたからです。

ところが、サービス経済は高い教育と非常に密接に関連性があります。高い教育を受けていないと、そのサービスの担い手やサービスの受益者にもなれない。そういう面を踏まえて第2次産業から第3次産業への産業構造転換がもっとスムーズに行くべきでした。実際は教育の機会が十分に与えられなかったとか、メディカル・ケアが十分に手当されなかったことから、教育の機会が奪われたり、個人福祉の改善が見えにくくなったのが21世紀に入ってからの欧米諸国のように思えます。

そういう中で、金融工学でどんどん稼ぐ人たちが一方で出て来た。他方で教育のチャンス、医療、メディカルケアの十分なチャンスに恵まれなかった人たちは、周辺に押しやられていっ

たわけです。米国国内におけるグローバリゼーションに対する反発の背景は、そうした周辺化された白人労働者の動きでしょう。

ですから、この問題は自由貿易とはある程度切り分けて考えていく必要があります。職が奪われたのは、自由貿易のせいではない。ITC が導入されたことによって、工場の生産プロセスで機能するロボットによって、次第に人手が要らなくなってしまった。オートメ化の進展が、実は彼らから職を奪ったわけです。本来ならば、職を提供するはずだったサービス産業に入っていけない理由が、教育とか、不十分なメディカル・ケアだったとすれば、例えば日米の経済協力の枠組みの中で、両分野で日本が協力をする形で、米国の問題意識に対応していく必要があるのではないのでしょうか。

戦後世界全体としては豊かになってきたけれども、その陰で、英米など先進国白人の労働者にその恩恵が十分及ばなかったということを知り、その部分を是正していく。それと自由貿易の推進ということは、きちんと切り分けて議論をしていくことが重要だと思います。

BRICS の変容：中国は知財保護に傾斜

先進国の産業構造がサービス産業へシフトして行き、WTO も同方向へのシフトを期待されながら、BRICS 諸国との軋轢が生じて機能不全が発生しているのが WTO 体制の今日の構図です。それでは BRICS が一枚岩かと言うと、必ずしもそうでもない。中国は知財とか投資措置とかに関しては、より先進的なものを求める部分もでてきています。今まで中国というと、知財を侵害する国というイメージが強かったのですが、国内でもハイアールを初め知財を

自らの将来の収益源と見るような企業も出てきています。中国の自動車企業の中でも、自ら開発したソフトを知財として保護していきたいという先発的な企業も出てきています。

そういう意味では、中国もこれまでの知財を侵害する国から、全面的にはないにしろ、知財を保護する側に回る可能性があると思われま

す。既に特許の申請件数では米国に次いで中国が第2位となり、日本を追い越しているわけです。BRICSの間では中国の勢いが余りにも強過ぎます。例えば、ロシアは中国に対して物の分野でもサービスの分野でも、中国の進出を非常に恐れている。特に、極東ロシアではそうした傾向があります。そういう意味では、中国とロシア間にも色々問題がある。それから、ブラジルも中国からの繊維とか履物の輸入に対して、根こそぎブラジルの産業を取られてしまうのではないかとといった危機感も持っている。

そう考えて行くと、BRICSがG7に成り代わってこれからルールを作っていくような存在になるかといえば、必ずしもそうではない。BRICSを余り恐れる必要はなくて、むしろBRICSの中に内在しているような、ある種の対抗関係をうまく活用しながら、マルチの方向にBRICSを持って行くという、ある種の戦術的な立ち回りを日本がするべきではないか。バイの日伯のFTAであるとか、あるいは日口の経済関係強化であるとか、そういうものを使って、言い方は悪いけれども、Divide and Rule（分割して支配する）をBRICSに対して一つの戦術として持つことも考えられるのかなと思います。

TPPの「隠れたアジェンダ」は中国

そうしたバイの関係を総括するのはWTOの役割になります。

今日本を取り巻くメガFTAの進捗が停滞気味で、これからどう自由貿易の推進役を果たすべきかという課題に日本は直面しています。

戦争で本当に完膚なきまで叩かれた日本がここまで来れたのは、やはり貿易です。もちろん国民が努力し、日本の産業界、経済界が努力したということではありますが、それを受け入れてくれた開放的で透明性の高い、「自由・無差別・多角主義」に則った体制があったからこそ、ここまで来れたわけです。ですから、日本はマルチの貿易体制から最大限に裨益した国として、それをやはり主張し続けるということが大事です。

日本はこれまで、15のバイ（2国間）のEPAを発効させました。日ASEAN・EPAも含めて、そのシェアはおよそ対外貿易の23%ぐらいを占めています。今後、日EU・EPAが締結されれば、さらに比率が上がります。そうしたEPAの延長線上に、WTOのさらなる強化を、日本は通商政策の究極の目的として掲げるべきではないかと思います。

そこで重要となってくるのが中国との関係です。TPPの一つのhidden agenda（隠された議題）は中国だったと思います。その中国は、TPPに今すぐ入れなくても、取りあえず中国がメンバーシップを持っているRCEPの中で、国内の改革を少しずつ進めながら、将来的には、RCEPの底上げを図りながら、中国も自らTPPに入っていく、それをFTAAPへつなげて行く。そういうTPPとRCEPが対抗関係

ではなくて補完的な関係だということを、中国の、例えば社会科学院の永久会員になっている張 蘊嶺ジャンユンリンさんも仰っています。

TPPが頓挫しそうな状態になって、張蘊嶺さんが言っていたような、TPPとRCEPの補完関係を強調して、TPPがあるから中国もRCEPで頑張るって中国の国内改革を進めようと主張していた勢力が、今中国ですごく弱くなっているように見えます。ですから、ダボスで習シ近平ピン国家主席が、中国は開かれた貿易、自由貿易を推進していくと言われたのは、ある程度評価するべきですが、あれはあくまでも、基本的な態度としての表明だったと思います。それはそれで評価しながら、だからと言って中国が米国に成り代わって自由貿易をこのアジア太平洋地域で推進していくかと言えば、それは額面どおりには受け取れないでしょう。

中国は結局、ITIの江原研究主幹が常々指摘している伙伴关系を中心としたバイラテラリズム、つまり2国間関係で“One Belt, One Road”（一带一路）を進めて行くのではないかと思います。

日・EU連携で米保護主義に対抗した経験に学べ

米国のトランプ政権は、米国を中心としたバイラテラリズム、2国間関係に傾いています。中国も、中国を中心とした2国間関係に傾きつつある。それは取りも直さず、TPPがなくなってしまう可能性があるからです。TPPがあれば、中国はRCEPの中で頑張るってTPPを追いかけて行くという、国内改革のマインドがまだあったのですが、TPPがフェードアウトしたために、中国国内で改革を進めて行こうとす

る人たちの声が、非常に小さくなってしまった。今回の全人代が全体の印象として現状路線維持に見えたのはこのような流れの帰結であったようです。ある意味で中国は、「これで一息つける」という感じではないでしょうか。

ですから、ここでRCEPを中国が推進してくれると思うのはちょっと甘い期待でしょう。中国は恐らく口ではそう言うかもしれませんが、実態的には、“One Belt, One Road”（一带一路）中心のバイラテラリズムをこれからは推進していく可能性があります。中国の主流の認識は、「RCEPはASEANのもの」というのが本音です。そうになると、米中がバイですから、では一体誰がグローバリズム、マルチラテラリズムで行こうと言うか。これはやはり日本とEUしかない。その意味で日EU間のEPAは、とても重要です。日EUの目途は、G7のサミットの時には、まだ難しいかもしれません。7月に行われるG20の首脳会議がドイツ・ハンブルグ開催です。この時までには、安倍首相とメルケル首相、あるいはユンカー欧州委員会委員長は3回会う予定です。ハノーバー・メッセの機会に会ったのを皮切りに、5月のG7でも会って、7月のG20でも会う。この7月のタイミングで、日EU間EPAをまとめることができれば、日EUが一つ大きな保護主義に対する防波堤の役割を果たすことになります。つまり、米中がバイラテラリズムに傾いていく中で、日EUはBrexitにも、トランプ流保護主義にもかかわらず、このメガFTAを成功させたということになれば、忍び寄る保護主義の一つの防波堤になり得ます。保護主義が全世界を席卷する前に、その保護主義を抑え込む動きを日EUが実行で示すことになります。

そう言う、「いや、そんなの夢だ」と思わ

れるかもしれませんが、実はウルグアイ・ラウンドの背景にもそういうことがありました。80年代や90年代前半には、自動車摩擦が浮上しました。米国は、乗用車の台数を何台と決めて、日本は米国車を輸入しなさい、部品は何千万、何億ドルと決めて、日本に輸入を迫りました。こういう数値目標設定（numerical target）に対して日本がそのレベルに到達できない場合には制裁するぞという論法です。当時の米国はいわゆる「ユニラテラリズム（unilateralism；一方主義）」の交渉スタイルです。Section 301と呼ばれる米国通商法 301 条、あるいはスーパー 301 条という国内法を使って、米国が不公正貿易国を指定し、その相手国に様々な要求をし、その要求が通らない、実現できない場合には制裁をするという筋書きが進行しつつありました。それに対して、そうした米国のユニラテラリズムを、何とか抑えようという合意が日本と EC との間にあり、それがウルグアイ・ラウンドの背景の一つになっていました。

そういう意味では、日 EU 協力で米国の一方主義を抑えたという成功体験が、実は 80 年代前半にあるわけです。たしかにウルグアイ・ラウンドのプンタ・デル・エステ会議（1986 年 9 月）には、いろんな要素がありました。日本に対して EC が “Balance of Benefits”（利益の均衡）を迫った一幕もありました。日本ばかり GATT 体制からベネフィット（便益）を得ているのは怪しからんという議論でした。しかし、プンタ・デル・エステ宣言ではっきりしたことの一つは、米国の一方的なやり方に対して、日 EC で対抗するその手段として GATT の紛争処理の強化が交渉アジェンダとして合意されたことです。それが今の WTO の紛争処理

機能につながっています。

そう考えると、日 EU は成功体験を共有している。それをいま一度日本と EU の政府関係者は思い出して、日 EU で米国の内向き指向や保護主義、あるいは一方的なやり方を抑えて行く意志の共有が重要だと思うわけです。

米へドアオープンして TPP イレブンを早期発足せよ

実は TPP の復活の可能性はあると思っています。ある意味で、トランプ大統領が選挙戦の公約で唯一実行できた例が、TPP 離脱の大統領令署名でしょう。でも、これも私はオバマケアと同じような道をたどる可能性はあり得ると思っています。共和党の中には、もともと賛成の人が多かったわけです。そういう意味で、私はまだ TPP について希望を捨てたわけではありません。

TPP の重要なポイントは、やはり TPP のルール・メイキングの中でできたルールは、RCEP にとっても、他のメガ FTA にとっても非常に重要なテンプレート（ひな型）を提供しているという点です。

ですから、やはり TPP を何とか再始動させるというのが重要だろうと思っています。例えば TPP マイナス・ワン（米国抜きの TPP）になっても、私は発効させるべきだと思います。確かに、そのためには、TPP の発効要件の規定ぶりは修正しなければならない。しかし、TPP の発効要件以外のところはそのままにして、とりあえず 11 カ国で発足する。暫定発効のための議定書でもいいのです。戦後、国際貿易機関（ITO）をつくろうとしたけども、ITO の憲章である Havana Charter は、米国の議会が批准

を拒否した。それで、ITO がつぶれて、ITO 憲章の Havana Charter の一部を抜き出したものが GATT になったわけです。当時、GATT について米国の国務省がどのような賢い小細工をしたかという点、GATT については、米国政府だけを縛る「行政取極め」(administrative agreement) と位置づけました。こうして米国議会の批准をバイパスして GATT を発効させました。そのような形式もあるわけですから、私はぜひ TPP マイナスワンでも発効させるべきだと思います。ただし、閣僚宣言を 11 カ国で出す際、この TPP マイナス・ワンは米国に対して常にオープンですということを明示的に示す必要があります。そうやって米国を不必要に刺激しない。そこに米国が入ってくるまで、中国とか韓国を入れるという議論はしない。とにかく米国を待っていますという姿勢を明確にしてスタートすることが私は重要だと思ってい

ます。

もしそうしなければ、例えば国営企業や電子商取引についてのルール・メイキングが折角できたのに全部流れてしまう。そうなれば余りにも大きな損失です。そういう意味では、そのモメンタムを維持するためにも、早急に日本は TPP マイナスワンを推進する。次の TPP の閣僚会議ぐらいいまでに、日本政府として態度を固めるべきだと思います。今、時間との勝負になっています。放っておくと、他の TPP 参加国が浮き足立ちます。だから、日本がしっかり今の段階で TPP を前進させ、かつ、「プラスワン」(米国の TPP 復帰)になる可能性を日本は維持するという意思を明示的に示しながら、マーケットアクセスとかルールのところは再交渉しないという姿勢で通すべきではないかと考えています。

(3月21日／談話を編集部でまとめました)

(一財) 国際貿易投資研究所の調査研究報告書のご紹介 (2)

★頒布価格：3000 円 / 冊 (送料、消費税込み)

★印刷物ご希望の方は、事務局までお申しつけください。

TEL : 03-5148-2601 / e-mail : jimukyoku@iti.or.jp

- 1) 『フェアトレードビジネスモデルの新しい展開』
- 2) 『開発途上国のコミュニティビジネス開発と日本の対応』
- 3) 『中小企業の参入を促す BOP ビジネスモデル』